

Q 1 対象となるサービスは何か。

A 1 以下のサービスが、対象となります。

障害者支援施設(昼間実施サービスを含む)、療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
基準該当事業所を含みます。

長崎県内に所在し、県または市町が指定している事業所が対象となります。

Q 2 対象期間はいつからいつまでか。

A 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、Q1の施設等に新規入所等された方のスクリーニングにかかる検査費用等を対象としていましたが、期間を令和5年3月31日まで延長します。

ただし、感染段階がレベル0の期間中に実施する検査については、補助の対象外とします。

(令和4年7月28日に県の感染段階の目安が改定され、レベル0が廃止されたため、レベル1未満の感染状況となった場合は、補助の対象外とします。)

Q 2 - 1 感染段階とは何か。

A 2 - 1 下記図表に示したように、県内の最大病床使用率や、参考指数(新規感染者数や療養者数)の情報を基に、専門家の意見等を踏まえて総合的に判断した県下の感染状況をレベルで示すものとなります。

県HP掲載先

福祉・保健 > 感染症 > 【総合ページ】新型コロナウイルス感染症について > 長崎県新型コロナウイルス感染段階

指 標	レベル1	レベル2		レベル3	レベル4	現在における 指標の状況	
		2-I	2-II			使用率 (使用数)	
病床使用率 (緊急時確保病床：721床)	—	20%	35%	50%	100%	使用率 (使用数)	11.4% (82床)
参考 指標	重症 病床使用率	—		50%	100%	使用率 (使用数)	7.5% (3床)

Q 2 - 2 感染段階がレベル0の期間は、補助対象外とのことですが、どのような方法で周知されるのか。(令和4年7月28日以降レベル0廃止)

A 2 - 2 感染段階がレベル0に下がる場合は、知事の記者会見等により周知されますので、感染段階がレベル0となった日の当日の検査分から補助対象外となります。また、感染段階がレベル0であっても、新たに懸念される変異株が国内で確認された場合は、補助の対象期間となります。この場合は、対象となる期間を長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金のホームページへの掲載等によりお知らせします。

県HP掲載先

福祉・保健>障がい者>お知らせ(事業者用)>新型コロナウイルス感染症関連情報>長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金

Q 2 - 3 感染段階がレベル0の期間は、補助の対象外とのことですが、検査の必要がないということか。(令和4年7月28日以降レベル0廃止)

A 2 - 3 感染段階がレベル0の期間については、感染拡大等と比較した際には、感染リスクが低いことが想定されるため、入所前に必要な経過観察等を実施することで、健康観察時に熱発等の症状が見られた際には、入所日を再度調整いただくか、医療機関への受診を促していただき、施設内に感染を持ち込まないように引き続きご尽力をお願いします。

また、福祉施設の対応マニュアルを県ホームページに掲載しているので、施設の平時の感染対策の参考としてください。

県HP掲載先

福祉・保健>障がい者>お知らせ(事業者用)>新型コロナウイルス感染症関連情報>新型コロナウイルス感染症発生時の福祉施設(入所系)の対応マニュアル(改訂版)について

Q 3 Q 1の対象施設において、新規指定事業所は対象となるのか。

A 3 令和4年4月から令和5年3月31日までに指定を受けた事業所は対象となります。

また、対象期間は、既設事業所と同じく令和5年3月31日(Q 2参照)となります。

Q 4 どのような経費が対象となるのか。

A 4 以下の費用が対象となります。

「医師が患者の診療に必要と判断して実施する保険適用となる検査（注1）」
（行政検査等）以外の以下の検査費用等となります。

PCR検査、LAMP法検査又は抗原定量検査並びに抗原定性検査の費用

（注1）患者に対して行う手術等の内容や周囲の感染状況を踏まえ、医師が患者の診療のために必要と判断して行った場合、症状の有無にかかわらず保険適用となる検査のこと

振込手数料は対象外

Q 5 補助の金額はいくらか。（令和3年度）

A 5 新規入所者等の1回あたりの検査等費用の補助上限額については、令和3年12月31日までの検査については18,500円、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの検査については14,000円となります。1回あたりの検査等費用が補助上限額未満の場合は、その金額までが上限となります。（100円未満切捨て）

Q 5 1 補助の金額はいくらか。（令和4年度）

A 5 1 診療報酬の改定に伴う検査価格の低下に伴い、新規入所者等の1回あたりの検査等費用の補助上限額については、令和4年4月1日以降の検査については7,000円となります。1回あたりの検査等費用が補助上限額未満の場合は、その金額までが上限となります。（100円未満切捨て）

Q 6 申請回数に上限はあるか。

A 6 新規入所者等に対して、1回が上限となります。

ただし、短期入所等で、同一人物が、新規入所を繰り返す場合で、事業所がスクリーニングを必要と認め、スクリーニング検査を行う場合は、この補助の対象となります。

Q 6 1 入所前の検査は行ったが、入所予定日に熱発等利用者の都合により、入所キャンセルとなった場合は補助の対象となるのか。

A 6 1 補助の対象となります。また、日程を調整し、入所される前に改めて検査をされる場合についても、補助の対象となります。

Q 7 補助額以上の費用を医療機関で請求されましたが、誰が支払うべきか。

A 7 令和3年12月31日までの検査については18,500円、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの検査については14,000円、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの検査については7,000円までの補助となっておりますので、それ以上の支払いは、事業所もしくは、新規入所予定者等で、ご負担ください。

Q 8 「新規入所者等」とは、何か。

A 8 「新規入所者」とは、(A1)で示した施設等に、新たに契約して入所する者をいい、以下の場合を想定しています。

自宅から、施設等への入所者

病院から、施設等への入所者

他の施設等から、自施設等への入所者が対象となります。

また、新規入所者「等」には、(A1)で示した施設等への体験入所や新規入所を見据えた現場実習等を含みます。

その他、短期入所等で家族の付き添いが必要なケースについては、付き添う家族についても対象といたします。

Q 9 いつから、いつまで申請できるか。(令和4年度)

A 9 実績に基づき、法人単位での申請を考えており、以下の手続きで、お願いします。

(手続きの流れ)

【1回目】

令和4年4月1日～令和4年6月30日までの新規入所者等を対象

交付申請書の提出（令和4年6月1日から受け付けますが、6月30日までの実績が確定してから申請してください。ただし、令和4年7月15日必着でお願いします。）

交付決定通知の送付（6月下旬～7月下旬）

実績報告書の提出（7月末まで）

補助金確定通知の送付（8月上旬）

補助金交付請求書の提出

補助金の交付（8月中旬以降）

【2回目】

令和4年7月1日～令和4年9月30日までの新規入所者等を対象

交付申請書の提出（令和4年9月1日から受け付けますが、9月30日までの見込みを見込んでから申請してください。ただし、令和4年10月14日必着でお願いします。）

交付決定通知の送付（9月下旬～10月下旬）

実績報告書の提出（10月末まで）

補助金確定通知の送付（11月上旬）

補助金交付請求書の提出

補助金の交付（11月～12月頃）

1回目、2回目とわけないでの申請も可能です。その場合は、2回目の流れを参考にしてください。

【3回目】

令和4年10月1日～令和4年12月31日までの新規入所者等を対象

交付申請書の提出（令和4年12月1日から受け付けますが、12月31日までの実績が確定してから申請してください。ただし、令和5年1月13日必着でお願いします。）

交付決定通知の送付（令和5年1月下旬）

実績報告書の提出（1月末まで）

補助金確定通知の送付（2月上旬）

補助金交付請求書の提出

補助金の交付（2月下旬～3月上旬頃）

【4回目】

令和5年1月1日～令和5年3月31日までの新規入所者等を対象

交付申請書の提出（令和5年2月1日から受け付けますが、3月31日までの実績を見込んで申請してください。ただし、令和5年2月15日必着でお願いします。）

交付決定通知の送付（令和5年2月下旬）

補助金交付請求書（概算払）の提出（交付決定通知書受領後速やかに）

補助金の交付（3月中）

実績報告書の提出（4月10日まで）

補助金確定通知の送付

1回目から4回目までわけないでの申請も可能です。その場合は、4目の流れを参考にしてください。

予算額等の関係で、上記スケジュール等は変更となる場合があります。

Q10 入所前に必ず検査を実施しなければいけないか。

A10 本事業は、障害者施設の施設内感染防止のために、対象事業所が任意で実施する入所前の検査費用を補助するものであり、必ず検査を実施しなければいけないというものではありません。

Q11 検査の結果が出るまで、入所させてはいけないということか。

A11 本事業は、障害者施設の施設内感染症防止のため、緊急的な場合を除いて、基本的には、陰性を確認してから、入所させてください。

Q12 検査について、どこに相談したらよいのか。

A12 基本的には、下記の相談先を想定しています。

新規入所予定者等のかかりつけ医に相談する。

貴事業所の嘱託医等が対応できる場合は、これらの医師に相談する。

民間検査機関（A15を参考にしてください）を利用する。

Q 1 3 検査結果が、出るまで日数はどれぐらいかかるのか。

A 1 3 検査結果が出る日数は、検査実施機関により異なりますので、検査実施機関にご確認下さい。

Q 1 4 新規入所予定者等がかかりつけ医に検査を依頼し、**支払まで完了した場合**、費用負担はどうなるのか？

A 1 4 当補助金は、事業所あての補助金となるため、新規入所予定者等が、検査費用を先に支払った場合は、領収書を事業所に提出いただき、事業所から補助申請をしていただくこととなります。(事業所は、補助金を受けた額を、新規入所者等にご返金ください。)検査費用が、補助上限額を超えた場合は、A 7 を参考にしてください。

Q 1 5 かかりつけ医等が、検査を出来ない場合は、どこで検査を受ければよいのか？

A 1 5 民間の検査機関で、PCR検査・抗原定量検査を実施しております。
(別添資料)を参考にしてください。
また、民間の検査機関を利用される場合は、予め、新規入所予定者等のかかりつけ医もしくは貴事業所の囑託医等にその旨をご報告ください。

Q 1 6 民間の検査機関で検査を受け、検査結果の通知を受け取った。これで、陽性か陰性の判断が行なえるのか？

A 1 6 民間の検査機関で実施できるのは、検査結果の通知までであり、その検査結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の陽性または、陰性の診断は医師でなければ行うことができません。

民間検査機関の検査結果をもって入所させるか、させないかは、事業所の判断となります。

Q17 民間の検査機関で検査した結果、陽性の検査結果がでた場合、どのように対応すればよいか。

A17 医療機関で、診断を受ける必要があります。

そのため、検査を受けた新規入所予定者等のかかりつけ医もしくは貴事業所の嘱託医等に相談の上、速やかに、最寄りの保健所へ連絡をお願いいたします。

Q18 民間の検査機関で、検査を受けて、陽性の検査結果が出た場合、A17のとおり、予め、新規入所予定者等のかかりつけ医もしくは貴事業所の嘱託医等に報告していたが、その医師が診断しない場合はどうしたらよいか？

A18 新規入所予定者等もしくはその家族が、最寄りの保健所にご連絡ください。

Q19 実施要綱において、「新規入所者等との利用契約に際して、入所前にPCR検査等を実施することを契約要件としている」とあるが、必ず契約書に規定しないとイケないのか？

A19 PCR検査等の実施については、利用者ご本人の同意が必要となること、本事業は利用者ではなく事業者への補助として実施していることから、利用者ではなく事業者がPCR検査等の費用を支出する根拠として、事業者によるPCR検査等の費用負担を規定しておく必要があると考えられます。

そのため、及び を満たす契約要件とすることを実施要綱に定めております。

ただし、契約要件の定め方につきましては、契約書に限定することなく、例えばPCR検査等実施の承諾書等に 及び を明記する、または事業者の会計規程により について口頭契約でも可能であれば、書面の作成をしないことについては事業者様のご判断となります。

なお、契約書に または を規定しない場合は、交付申請や実績報告の際に、契約書に加えて 等が確認できる書面のご提出にご協力をお願いいたします。